

25.10.20 秀島はつ子

国資 296

1950.10

婦人関係資料第一七号

米国における女世帯と單身婦人の生計

労働省婦人少年局

海

42

本書は米國労働省発行の *Labor Information Bulletin* 一九五〇年二月号に掲載された婦人局の発表を訳出したもので、それは米國々々経済報告合同委員會の一九四八年度國民所得資料にもとづくものである。

米國における女世帯と單身婦人の生計

一 女世帯

米國労働省婦人局の発表によれば、米國における一九四八年度の全世帯数は約三千八百七十五万世帯であつて、そのうち約四分の一にあたる一千万世帯は、低収入層（年収二千ドル以下）に属している。ところが、全世帯数の九分の一以上を占める女世帯の場合は、三百七十五万世帯中約半数がこの層に入るといふことである。

女世帯主の大多数は、未婚人、離婚者、別居者であつて、未婚者が世帯主である場合は五十万に足りない。

女世帯中、先ず世帯主の婦人が職業をもっている場合と、いない場合で収入に差が生じる。即ち世帯所得者の女世帯の三分の二は、世帯主が職業をもつておらぬが、年収三千ドル、又はその以上の女世帯では、半数の世帯主が職業をもつており、又副業による収入も得ている。

次に、女世帯の収入を明確に左右するものは、世帯主の職業の種類である。三千ドル又はそれ以

上の年収を得る女世帯においては世帯主は工場労働者か事務員又は女店員が六〇パーセントをしめ二千ドル以下の世帯においては、これらの職につくものは三〇パーセントにすぎない。又後者においては半数が、サービス業であるのに対して、前者においては、サービス業は五分の一にみだらない。専向的職業についている婦人は、すべての収入層を通じて全国的に少いが、女世帯の場合は、年収三千ドル以上の収入層では十分の一、二千ドル以下の組では、十分の一以下となつてゐる。更に又女世帯の収入を左右する要素として、女世帯主の婚姻状態がある。未婚婦人の世帯と比べて、既婚婦人の女世帯の場合は、低収入層に属する率がかなり大きく、特に離婚した者又は別居している者においてそれが甚だしい。即ち未婚婦人の世帯では年収二千ドル以下は四〇パーセントにすぎないが、未婚人世帯では四五%、離婚又は別居している婦人の世帯については、六〇パーセントとなつてゐる。

一方、女主人の年令は、女世帯の収入に大して関係がない、と婦人局では思っている。

二 單身婦人

家族と共に生活をしていない「單身」婦人は、一九四八年度において約四百万を数える。單身婦人の凡そ半分は未婚人であり、三分の一以上は未婚者で、その他の数が、離婚した者又は「夫不在」の者となつてゐる。そのうち六〇パーセントは一千ドル以下の年収であつて、三千ドルを得る者は七%にすぎない。

この場合も、女世帯主の場合と同じく、職業をもたない者は著しく収入が低い。單身婦人総数の半ばを超える二百万以上のものが職業をもつてゐるが、その中でも三分の一以上の者は年収一千ドル以下であり、三千ドルをこえるものは十分の一にすぎない。

この場合も、女世帯主の場合と同様、収入は職業の種類によつて左右される。サーヴィス業は就労婦入中の三分の一を占めているが、その六のパーセントは年収一千ドル以下である。事務員又は女店員は四分の一であるが、かなり良好で、一千ドル以下に属するものは一〇パーセントにすぎない。しかしなお四のパーセント以上が低額所得者であり三千ドル以上の所得者は一七パーセントにすぎない。

専向的又は半専向的職業は五分の一以下であるが、その三分の一以上の者が年収一千ドル以下であり、三十ドル以上の所得者は五パーセントとなつてゐる。

婚姻状態と収入との関係をみると、未婚者は未亡人よりはるかに良好で、一千ドル以下の者は半数に足りず、反対に三十ドルを得るものは一〇パーセントを占めている。

三十一才以下のものと及び六十五才以上のものは一千ドル以下の属に属することが多い。即ち彼等は通常の労働年令外にあるからである。